

825 弁護士法改正案

〔『法学新報』 第34卷11(394)号 大正13年11月8日〕

○弁護士法改正案 朝野法曹界多年問題たりし弁護士法の改正も朝野法曹の委員三十余名によりて審議されたる結果大体纏りしを以て冬の議会に提出さるる筈なり改正案の重なる点は第一地域の制限第二成功報酬の制限第三は弁護士試験及第者の実務修習期間の三点なり而して其の理由とする所は『従来弁護士であれば鹿児島の弁護士か東京に來ても北海道の弁護士か大阪に行つても弁護士が出來たもので弁護士の為めに職業的地位が広くて結構であらうか國家国民の立場から見る時は名の売れた弁護士程日本國中を飛び廻る為め事件は延期々々となり事務の進捗を阻害し刑事被告人は未決拘留期間が長くな

り民事訴訟になると自然裁判が遅くなるため権利の実行が遅れ従つて司法事務の渋滞となり依頼人から云へは種種の不利益を見ることになるのである又成功報酬と云ふて勝つたら一円無罪になつたら何円と裁判か恰も富籠のやうな賭博的な感があつても面白くない手数料としても余りに高価では金のある富豪でないと良い司法機関の利用が出来ぬ事になり公正厳肅なるべき司法として面白くない夫れから同し司法科試験でも判検事に及第した者は一年半は司法官試補として実務修習の為め勉強し更に試験を経て本官となり先づ軽微な事件を取扱ふ区裁判所から勤め上けて地方裁判所控訴院大審院と逐次進んで行くのであるのに弁護士許りは試験に及第した者は直ちに大看板を掲げ十年も三十年もした大老練の大家と同様に学窓から一足飛びに法廷に出るので手続も分らす儀礼も知らず徒らに理窟を捏ねて裁判官を悩まし延いては依頼人にまで迷惑をかけ甚しきは弁護士としての権威をも失墜することもあるので判検事同様修習期間を設けると云ふにあり』然れども全国五千に近き弁護士に不利益な改正なれば大反対あらんも司法省にては國家国民の利益の為め改正の必要を認め断乎として提案する筈なりと